

お考えでありますならば、この際承っておきたいと思うのであります。

○内藤政府委員 たいま御指摘の通り、事務職員が一般の教職員に比して待遇が十分でないという点につきましては、私も、私どももかねがね心配しておりました。事務職員の優遇につきましては、種々検討を重ねて参ったのであります。特に小中学校においては事務職員の数が少いという点から、役職につき機会も少く、事実上低い級に格づけられておる。こういうような事例も間々ございまして、できるだけ事務職員の職務の性質にかんがみまして、役職につくような場合に、単に人数だけを基準にしないで、職務の性質及び学歴、経験年数等を勘案しまして、事務職員が将来適当な級に昇進できるような通達をいたしたいと考えておるのであります。特に国立高等学校の事務職員につきましては、係長で十級、事務長は十二級までいけるように措置されておられますので、この公立学校との均衡も考慮して事務職員の優遇が講じられるように指導通達を出すように準備をいたしておきます。それ以外の事務職員の時間外勤務手当についても、従来市町村立の学校につきましては、市町村が負担するという建前になっておりますが、この額も十分に支給されておられませんので、一般事務職員との均衡を考慮いたしまして、適正な額が支給されるように考慮いたしたい。なお県費負担職員の任用につきましても、今後は人事交流をはかるという意味から、統一的な基準で都道府県単位に任用を行うように指導いたしまして、人事の交流を促進いたしたい。特に事務職員の人事が渋滞しているとい

う事情もございまして、こういう面においても改善をはかりたいと考えております。それから同時にこういうような任用の統一をはかることその他によりまして、教育委員会と学校、あるいは教育関係機関との人事交流をさらに促進いたしまして、人事の渋滞を来たさないように努力いたし、また教員については研修の機会がたびたびあるのをごいいますが、最近学校事務が非常に複雑になっておられますので、事務職員にも研修の機会を与えまさんと、職務の能率の上から考えまして十分でないと思っておりますので、学校の教職員と同様に研修の機会を与えて、事務能率の向上、学校事務の運営の促進に努力をはかりたい。そのような意味をもちまして、文部省から通達を準備いたしている次第であります。

○長谷川委員 他に御質疑はございませんか。—なければこれより本案を討論に付します。—別に討論の通告もないようでございますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○長谷川委員 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○長谷川委員 起立総員。よって本案は原案の通り可決するに決しました。(拍手)

ればこれを許します。—別になければ、この際小牧君より本案に対する修正案が提出されております。提出者より趣旨弁明を聴取いたします。小牧次生君。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第一条の改正規定中「に改める」を「に改め、特殊勤務手当」の下に、「時間外勤務手当(事務職員に係るものとする。)」を加える」に改める。

附則に次の一項を加える。(時間外勤務手当に係る改正規定の適用)

5 この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条中時間外勤務手当に係る規定は、この法律の施行の日以後の時間外勤務手当につき適用があるものとする。

○小牧委員 たいま議題となりまして、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

校の設置者たる市町村の負担となつて

いる関係上、ややもすれば市町村財政の規模の大小によって左右されるため、その適正な額の支給がなされていないという点があるのをごいします。これらの点を考えまして、本修正案は、義務教育の円滑な実施に資するため、市町村立義務教育諸学校の事務職員にかかる時間外勤務手当を、他の給与と同様に都道府県負担と規定して、その実支出額の二分の一を国に負担させようとするものをごいします。

以上が、本修正案提出の理由と内容でございます。慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○長谷川委員 これにて修正案の趣旨弁明は終了いたしました。修正案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。辻原弘市君。

○辻原委員 たいま提案されました修正案は、かねて問題になっておりました公立学校の事務職員に対して、新しく都道府県の負担でもって超過勤務手当を支給するということを法律によって明確にしようという趣旨のものでありますので、この修正案に對しましては、われわれは全く賛成でございます。同時に、先刻可決せられました公立学校及び国立学校事務職員に対する結核休暇の特例に関する法律案、これも同様多年問題となつておりました事務職員の処遇について、その解決に大きく一歩踏み出したという趣旨のものでありますので、われわれは異議なくこれに賛成をいたしましたのであります。これら多年懸案でありました学校事務職員の待遇問題が、ここにそれぞれと野党が共同いたしましたので、これら

の問題の解決に大きく端緒を開きましたことは、喜びにたえないところであります。今、今回こういうような法律的な措置、並びにまた先刻内藤政府委員から答えられました給与の取扱いに對する具体的な方法と合せまして、現実的な待遇の改善に資することは間違いない事実であろうとわれわれは期待をいたしておるのであります。しかし翻つて考えますと、事務職員の処遇の問題は、一つは、やはり事務職員の身分の取扱いにあったのであります。このためにわれわれとしましては、かつての国会に事務職員の身分を、その職務の内容から考慮して、当然教育職員の範疇に入れるべきであるという趣旨の法律を提案いたしましたことがございました。しかし当時与党の賛成を得られませんでした。しかし今、この法律的問題は、今回の法律的問題は、何ら根本的に触れてはいないのでありますけれども、しかしながら身分が教育職員と同じような立場に置かれると同然の具体的な改善措置がこれによって行われるであろうというところは、先ほども申し上げましたようにわれわれも考えておるのであります。しかしながら、法律が作られ、あるいは行政措置が行われましても、あげてこれらの実施の主体は地方でありますので、将来これらの法律の実施並びに行政措置の運用等をめぐって、無用の誤解やあるいは疑義を生じないように、この機会に私はそれらの重要な諸点について、それぞれ関係省から承わっておきたいのであります。

まず第一に、たいま修正案として

が、人事院という職制から、おそらく地方の人事委員会等から、これらの実施についての文部省通達が果して妥当なものであるやいなやという質問が、あるいは人事院に参るかもわからぬというようなことを懸念いたしました。そういう場合にそれをわしの方では知らなんだということでは困りますので、そうした場合にはたまたまここでお述べになりましたように、その内容については文部省の見解と一致しておることが回答せられるものと予想いたしました。このことは了解をいたします。

次に基本給の改訂についての文部省の指導であります。現在特にこれは義務教育の事務職員の関係に多いのであります。それぞれの階級に基いて人事院の職階級の八の二ですか、格づけ基準によればどうしても一ないし三といったような、あるいは四、五といったような少数の事務組織の場合には、現行給与法の十二あるいは十級というような格づけグレードに昇格させることが困難な仕組みになっておるやうに聞いておるのであります。従って地方においてはそれが不当に低く押えられて、本来事務職員の職務の重要性にもかかわらず、教職員と比較をいたしまして、それと同程度の勤続年数ないしは学歴を有しておっても、上級に進んでいかないという欠陥を持っておるのであります。それを今回文部省はそうして部下職員の教に拘泥することなくこれを昇給させるという指導をなさるやうにたゞいま承ったのであります。そのことはもっと簡単に言いますと、結局現在それぞれの階級があるけれども、主として勤務年数ある

いは学歴等を重視して、それに対しては十級ないし十二級という格づけ職員までこれを頭打ちなくして昇給をさせていくという趣旨のものであるというふうな解釈をいたしましたのであります。念を入れるようでありませんが、そういうことでありますかどうか。

○内藤政府委員 事務職員は、学校の事務職員の場合でも一般の事務職員の系列に入るわけでございます。従って事務職員の中における職階的な要素というものは当然考慮されるわけでございますが、従来数の少ない場合には役職につく機会がまれであった。従ってグレードのきめ方が低いところに落ちついておった。ですから今後指導する場合には、部下職員の数のみによらないで、職務の性質と学歴、勤務年数を考慮して役職につけるようにいたす。役職につきますれば係長で十級、事務長で十二級という公立学校の例もありま

すので、そういうふうな指導をいたしまして事務職員の優遇をはかって参りたい、こういう趣旨でございます。

○辻原委員 次にもう一点。すでに給与法の改正案が本院を通過いたしました。近く参議院でも可決の予定であります。それが、それによりますと、従来のグレードがかなり大幅に変更せられて、新しい等級によって規定されておるやうであります。その場合に現行の給与法では、十ないし十二級でありま

題でありますから、多少問題はありますけれども、しかしこの機会にこれら点についてもはっきりしておいていただいた方がけっこうと思えます。か、これを一つ御説明願いたい。

○内藤政府委員 人事院ともよく打ち合せておりましたが、私どもの心づもりでは、大体課長補佐の四等級以下ということをご予想しておるのであります。

○辻原委員 次に、人事の交流の指導をされるようでありませんが、この点について一点、これは実際上の問題として起ってくるだろうと私予想いたした。文部省の見解を明らかにしておいてもらいたいと思えます。それは県で統一して、府県庁あるいは教育庁等との交流をはかるということ、趣旨はまことにけっこうであります。しかし逆にこういうことも予想される、それは現在府県庁なりあるいは教育庁においてかりに人事が停頓をしておいたような場合、今度は逆にそのおたがを公立学校事務職員の場へ持ってくるという危険、私はむしろ県へ上げていくあるいは教育庁の方へ交流していくというそういう人事交流よりも、逆に天下ってくる人事交流の方が、地方において往々やられる人事の手段ではないか、こういうことが予想される、そういうふうになりますと、これは一種の人事のしわ寄せのけ

場でありま。これは今回指導される通牒の趣旨は全く意味をなしませんので、こういうことについての配慮はどうするか、これは具体的には地方がやるので

ありますから、文部省としては取扱いは非常にむずかしいと思えますけれども、しかし人事交流をするのだという建前で推進されたならば、これは交流は上り線と下り線がある。上下という言葉の表現は非常に悪いのでありますけれども、その交流する場合には、いい面に交流を活用してもらうような指導をどういうふうにするのか、これを伺いたい。

○内藤政府委員 お話のように人事交流はこれは両面あると思えます。このたびの私どもの指導いたしたと思っておりますのは、県で統一任用をいたしますれば、そうして学校に常時派遣できるように、本庁の方で見習いをして、学校の方で事務をとらせるとか、あるいは学校の方で事務をとったものを本庁の方にかわらせるとか、いろいろな方法があると思えますが、できるだけ従来のように情実で人事をしない、県で統一採扱によって、試験採用をいたしまして、そういう弊害を除去するように指導いたして、できるだけお話の御趣旨に沿うように努力するようにいたしたいと思っております。

○辻原委員 そこで最後に伺っておきたいのは、もし今言ったような通牒による指導、あるいは具体的に会合等による指導において徹底できず、しかも今日事務職員に関連する法律が二つ考慮されておるわけでありまして、それらの法律をもつても、実施は地方庁にあるということ、実質的な待遇の改善が行われないというような事態に至った場合、これは将来の予想であります。そういう場合には一体文部省としては、それらの事態に至って、

どういうような措置をやられようとするか、その点もあわせて一つ承わっておきたいと思えます。

○内藤政府委員 たゞいまお話の二法律及びこの通達によって十分事務職員の待遇が改善されることを私どもは期待し、また希望しておるわけであります。私どもの努力の至らない点があるかもしれませんが、最善の努力をいたしまして御期待に沿うようにいたしたい、そういう不幸な事態は私どもも予想いたしておりませんので、今後十分指導するつもりであります。

○辻原委員 おそらくそういう事態も予想されるであろうと思いたして、その場合の抜け道を私は実は暗示をいたしたのであります。それは答えられないで、これで完全にできるという相当自信のある政府の見解を示されま

した。その自信が一つ後日裏切られるやうなことがないやうに、多年懸案のこれら事務職員の処遇の問題について、最大限法律的措置あるいは行政的措置を十全に活用せられて全きを期せられるやう、要望を最後にいたしておきます。

なお、本修正案は事務職員の問題であります。提案をせられております修正案は、これも従来懸案となつておりました養護学校の職員に対する給与の取扱いを事実上改善しようという趣旨のものであります。従ってわれわれはこれに対して何らの異存はないのであります。ただ、ここで養護学校を入れてその内容の向上をはかるということになっておられますけれども、実態は申し上げるまでもなく、今日養護学校の数はまだまだきわめて微々たる

ものでありまして、先般来から当委員会でも実地の調査まで行いましたように、肢体不自由児あるいは精神薄弱児等の教育問題は、今日社会問題として

もきわめて大きな意義を持つてゐるわけでありまして、それらの教育に当る養護学校の施設あるいは教職員の待遇等は、今後とも十分文部当局におきまして、おきなりじゃなくして、積極的に一つ考慮せられて、今回のような法的措置が必要とすれば、これまた

愼るところなく、文部省はわれわれの前に提示せられて、われわれと共同してこうした特殊な教育に全力をあげて参るよう、これも最後に要望いたしまして、あわせて私の質問を終る次第であります。

○長谷川委員長 他に御質疑はありますか。——他に御質疑もないようでございます。

この際本修正案に対し文部当局において何か御意見があれば、これを許します。灘尾國務大臣

○灘尾國務大臣 市町村立の小学校、中学校等の事務職員の時間外勤務手当を都道府県の負担とするという御趣旨につきましましては、政府といたしまして十分尊重しなければならぬ、かように考へておる次第でございますが、新たに都道府県の財政負担を増加し、またその半額については国の負担を伴うこと等の問題がございますので、まことに遺憾でございますけれども、にわかに賛意を表するわけには参らないのであります。

○長谷川委員長 これより小牧君提出の修正案並びに政府提出の原案を一括して討論に入ります。別に討論の通告もないようでございますので、討論を

省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。小牧君提出の修正案に対し、賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よつて小牧君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よつて本案は小牧君提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

○長谷川委員長 次に、学校教育法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありま

す。これを許します。佐藤勲次郎君。

○佐藤(勲)委員 文部大臣に二つばかりお尋ねするのですが、養護教育の問題は非常に重要なことでありまして、先般私たちが実情を見て非常に痛感したのですが、今回政府からさういう法律の一部を改正する法律案が出されたのですが、現在どういふ事情にあり

ますか、文部当局から一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○内閣政府委員 養護学校につきましては、学校教育法は義務制を建前にして

おるのでございますが、これはまた準備が整わないという点を考慮しまして、設置者及び保護者に対しては付則

におきまして義務制を免除してゐるわけでございます。ところでこの養護学校に該当する学校が、私どもの調査では大体十七校でございます。現状は三十二年

年度では十校でございますが、三十二年

度の予想としては、新設及び転換を含めて大体十七校。児童数が申しさると、三十一年度の児童数が七百八十六

人、三十二年に予定されておる者が二千三百四十八人。教員数が百二十五

名、三十二年度の予想教員数が二百八十五名でございます。これに要します経費の国庫負担としては、給与費で三

千三百万円、それから教材費で三百万円、三千三百万円がすでに予算で計上されてお

ります。なお建物の方は、施設費の補助として二千数百万円を計上して

おります。

○佐藤(勲)委員 予算上のいろいろの困難もありませんけれども、しかし小中

学校にすべて義務制に置くように考へるけれども、一体政府はどういふ考へ

を持っておられるか、文部当局にお尋ねします。

○内閣政府委員 将来法律の命ずる通

り義務制に移したいのでございますけれども、まだいろいろその準備段階に

ございます。これはIQ五十一から七五——七五を過ぎますと教育不能でありますので、五十一から七五の範囲で、就学率は

はわずかに一・〇五％であります。

○坂田委員 教育上、県下に一つか二つの学校に集めて精薄の児童を教育した方がよいのか、それともやはり普通の学校に特殊学級というふうな形で教育をやった方が教育効果がるのか、その辺のところは文部省の方針はどちらに重点を置いておられるか。

○内閣政府委員 この点は双方に置いておるのでございまして、症状の重い者は養護学校の方に通学させておるのでございまして。症状の軽い者は普通の養護学級に入れておるのであります。先般坂田先生あたりの御努力によりまして、養護学級の設備を増設いたしました。本年度百学級ほどの増設を考へて

おるのであります。

○長谷川委員長 他に御質疑はござい

ませんか。——なければ本案に対する質疑はこれにて終局いたします。

これより討論に入ります。別に討論の通告もないようでございますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決するに決しました。ただいま議決されました三案に関する委員会報告書の作成につきまして

は、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう計らいます。

○長谷川委員長 次に、文部行政に關する質疑の通告があります。これを許します。野原覺君。

○野原委員 佐賀県の教員組合の幹部が教育委員会から停職処分になり、あ

わせて二十四日には警察権がこれに介入をしてくております。この点につき

ましては、一昨二十五日は文部大臣に質問をいたしておるのでございまして、なほ足らない箇所も相当ありますので、二十五日に引き続きまして二、三お尋ねをしておきたいと思ひのであります。

まずお聞きしたい第一点は、佐賀県の教育委員会が文部省に指示を求めてきております。文部省に対して佐賀県の教育委員会が、佐賀県教職員のいわゆる三、三、四の実力行使と称するものに對してどのように対処したらよろしゅうございませつか、お伺いを立て

て来ておるのであります。これは二十五日にすでに文部当局から答弁があつたのであります。一体指示を求めたのは何月何日でございますか、お尋ねしたい。

○内閣政府委員 別に佐賀県から私どもに指示を求められたことはございせん。たしか私の記憶では、二月の終りに委員長と教育長が同道で文部省においでになりました。三、三、四の休暇争の実情について詳細な御報告を

いただいただけでございまして。

○野原委員 佐賀県教育委員長、それから佐賀県の教育長同道して文部省に

の学長の森戸辰男さんと、理事長は末吉さん、これは付属小学校の校長で、広島大学の教授でございます。理事には北浦、藤山、村井、小川、今石、田中、加藤、松本等でございます。幹事には奥村、脇の両先生がなっております。

○高津委員 民法の規定により、財団法人を設立する場合には、いづゆる寄付行為が必要でありまして、設立者はこの寄付行為によって一定の資産を財団法人に出捐帰属させることを必要条件としておりますが、東京教育大学内の教育図書研究会においては、いかなる人物がいかなる資産を提供したのであるまいか。私の聞いているところでは、某出版会社が、その役員個人の名義で設立者となり、資産を出捐したものであって、すなわち真実の設立者はその出版社であるかの疑いがありますが、文部当局はこれを調査したことがありますか、お伺いします。

○内閣府委員 学校図書は社長個人からたしか三十万円ずつの寄付金でございます。

○高津委員 東京教育大学内の教育図書研究会の所在地は、東京教育大学でありますし、その理事その他の顔ぶれを見ましても、まるで東京教育大学の出店のような外観を呈しております。そしてこの教育図書研究会が編集した教科書の出版は、すべてを独占的に学校図書株式会社に担当せしめておられるのでありまして、これに対する当局の見解を承わりたいと存じます。

○内閣府委員 ここで研究した図書が学校図書の方で出版されていることはまことに事実でございます。

○高津委員 東京教育大学は教育界のメッカとも見られておるのであります。中には神聖な殿堂のように、教育の権威のように見られておるわけでありまして、そのような東京教育大学の出店のような教育研究会が、特定の教科書出版会社と提携しておるこの実情について政府の見解を伺いたないのであります。教育は中立でなければならぬ、教育は政党が動かしてはならない、教育は神聖だということがしきりに叫ばれているのであります。そのような状態であっても、いわゆる神聖な教育に累を及ぼすおそれはないでございましょうか。

○内閣府委員 教科書に執筆される方は個人の場合、公人の場合、いろいろあるわけでございます。著作活動が自由でございます以上、これを違法というわけには参らぬと思っております。

○高津委員 教科書が児童、生徒の前に現われる過程といえますか、どういふ経過をたどっているかということには非常に重大なことでございまして、こういうように一つの教科書会社から出た金をもとにして、そして先生たちが教育図書研究会というものを作って、その教科書だけに出す。これは学校の先生の内職といつても、向うの資本で活動して用意をして、そしてその会社へ出しておるのであります。こういうやり方は学童の心理に悪影響を及ぼすものであろうか、こう考えますが、御見解をいかがでございましょうか。

○内閣府委員 特定の会社に契約を結んで教科書を出版するということは、決して違法とかあるいは悪影響があるというわけには参らぬと思っております。

○高津委員 違法でもない悪影響があるとも言えない、こういう御説でございますが、私が指摘しておることは、実質的には文部省の直轄学校である教育大学自身が、附属小学校の提供した基金を利用して教科書を編集して、これを基金提供者たるその教科書出版会社に独占的に出版しておる。これは教科書出版業界において、独占禁止法は守られておらないし、公正な競争による取引というものが阻害されておるものと考へますが、文部省の見解を承わりたいのであります。もし独占禁止法の第何条に違反していると言えないとするならば、独占禁止法の精神に違反しているのではないか、この二つのお尋ねするわけでありまして。

○内閣府委員 先ほども申しましたように、学校がやっているわけではございませんで、その学校の先生方が所屬している財団法人が主体になって契約を結んでいるわけでございます。別に独占禁止法とは私全然関係がないと思ひます。また精神的にも独占禁止法に違反しておる趣旨もないと思ひます。

○高津委員 極言するならば、こういうような状態で、東京教育大学の権威を利用して、あるいは広島大学教育学部、附属小学校でありまして、そういう権威を利用して、特定の教科書出版会社が教科書出版界に支配的地位を占めようとしておるものでございまして、社会的通念から考えれば、ある著者五人に団体を通らしてやらせてもらって、そこへ原稿の依頼をするというのとは違つて、伝統ある東京高師、広島高師、その後身であるところの、モデルスクールのような非常に権威を認められておるその先生を全部構成員にして、その研究会でもって独占的にその学図というものに教科書を全部出版させる、これはやはり社会通念上は許されぬことではないか、こう考へるのであります。文部当局の御見解を承わりたい。

○内閣府委員 私どもは、別にこれが独占禁止法に触れたと考へておりません。

○高津委員 それはまたもう少し後にお伺いしますが、東京教育大学にある教育図書研究会は、出版会社と学図との姉妹会社の株合せで六万株を所有しております。六万株といへば、同社社長に次ぐ第二の株主でありまして、その時価は七百万円といわれておるのであります。もとより財団法人が資産として株式を取得することは、法律的には支障がないでございまして、いやしくも教育大学の出店のような観念を与えるところのこの教育図書研究会が、特定の出版会社の株式を資産構成上不当に多額に持つて、その出版会社と利害共通関係の立場に立つて、このことは、教育行政、なにかんなく教科書行政上見のがすことはできないと思われらるものであります。この点もやはり差しつかえないという御答弁でございましょうか。

○内閣府委員 特定の会社の株式を所有することは、私どももあまり感心しないと思ひます。すでに東京教育大学の方は、株式は処分済みでございます。今保有していません。広島の方は目下手続中でございます。これは

近く処分することでございます。

○高津委員 東京教育図書研究会が処分されたのはいつでございましょうか。

○内閣府委員 三月十二日、処理したとございまして。

○高津委員 この教育図書研究会の事業は、教科書の編集のみであつてこの事業によって年々二十万円前後の印税収益を得ておられますが、さきに指摘した株式の配当も年々取得しておるのであります。それはようやく最近に至つて処分したというお話でありまして、これらの多額の収益はどのように処分されたものでございましょうか。また税務署に払つた税金は幾らでありますか。

○内閣府委員 株式は学図に引き取つてもらつたわけでありまして。税金のことは、ちよつと税務署へ問い合わせないとわかりかねますが、たゞいま二十万円とおっしゃつたけれども、二十万円は、最も採扱の多かつた年でありまして、現在は八十万ないしは一千万円でございます。これは各教科の研究及び資料購入その他の編集費に使つておるわけでございます。

○高津委員 国家公務員から言へば、百三条、百四条で、管利の団体の役員になつてはならないと、ちゃんときめてあるわけでありまして。そうして非管利の企業あるいは団体の役員になる場合にも、上長の許可を必要とする、そういう手続を年々更新されることになつておるのであるが、今日までその手続をいつもつておられたかどうか。

○田中説明員 国家公務員が他の事業の役員をかねます場合には、国家公務員法なりその他の法令で所轄庁の長の許可を得ることの必要は、御指

稿の通りでございます。本件につきましては、教育公務員特例法二十一条によりまして、教育に関する他の事業という事で、国家公務員は任命権者の許可を必要とするわけでございますが、本件につきましては、目下その許可の手続を今年度においてはとっておりまして、地方自治法の一部改正して、社会党、緑風会、自民党で意見が一致したために、地方自治法の一部改正法案を出すことになりました。それはどういふのかといへば、その内容は、一、都道府県知事及び市長は私企業を営む会社、団体などの役員になることができない。また報酬を得て、その区域内のその他の団体の役員になることができない。二、この規定は副知事及び市の助役、出納長及び市の収入役に準用する。三、この改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。参議院の地方行政委員会では、公選によるそれらの人々をもそのように厳格にしておるのであります。東京大学及び広島大学の公務員である教育、あるいは教授たちは、今も局長が認められたように、多かたときは二十万円という印税を受けたこともあるという。このような大きな仕事をやり、それから株の配当を受けておる。こういうようなことを今後やる者があれば、やはり局長はそれを許可するものでありませうか。

○田中説明員 国家公務員が本務以外の他の事業等の役員その他の職につきまます場合に、大学側で本務の遂行に支障がないというものでありますれば、

文部大臣としても許可を与えておるのが通例でございます。ただし今御指摘のようなその他の事情があらますれば、これはもとより話は別でございます。本務の遂行に支障があるかないかということだけでは、一がいには参らぬ事情がある場合もあろうかと存じます。

○高津委員 それでは別の教科書の問題についてお尋ねしますが、初等中等教育局長内藤三郎氏は、今月の十六日に教科書会社に對して通達を出しておられるのを私は見たのであります。それによると、

検定申請原稿と同一図書配布について

近時一部の発行者においては、教科書の検定申請中の図書と同一のものを探検関係等に送付し、その校閲、加筆を請い、あるいは意見を求められている事実があると聞き及んでおる。このような行為は、申請者として最も適当であると信する最終原稿を提出して検定を申請するという現行検定制度の精神に反するものであるから、このようなことを行われた原稿については、今後検定調査をさしひかえることも考慮される。

また、このような行為は、実質上の献本行為ともみなされ、校閲等の名目によつて献本制限の趣旨を逸脱しようとする意図とも解することができらる。

以上の趣旨にかんがみ、各発行者においては、今後このような行為を行わないよう厳に注意されたい。

こういう通達を出しておられるのであります。それより四日ほど前の四月十二日に、公正取引委員会事務局長名をもつて「白表紙教科書についての調

査」、こういうものが配られておるのでございます。非常に短かいからお許しを得て読んでみますと、

最近審議用、校閲用、編集用等として、いわゆる「白表紙の教科書」なる印刷物が、学校あるいは教員等の教科書選採関係者に配布されていることを見聞しておりますが、当該印刷物はさきに行つた「教科書業における不正な取引方法」告示に該当する疑があるとも考えられるので、公正取引委員会としてはその実態について調査を行うこととなりまして、貴社におかれては下記にもつき正確に報告書を作成のうえ、期日まで提出されまますようお願いいたします。

なお本調査と並行して公正取引委員会は各都道府県教育委員会に当該印刷物の配布状況の調査方の協力を求めました。また、本調査は独禁法第四十条にもつき調査であること念のため申し添えます。

記

- 一、報告書提出部数 二部
- 二、報告書提出期日 昭和三十三年四月十八日
- 三、提出先 東京都千代田区内幸町 一の二公正取引委員会事務局
- 四、調査事項 別記

となつておりました。その調査事項はたくさん書いてありますから、私はこれを読むことを省略して速記には御掲載を願ひたいと思ひます。

【参照】
三二公経整第七〇号
昭和三十三年四月十二日 殿

公正取引委員会事務局長
白表紙教科書(通称)についての調査
最近審議用、校閲用、編集用等として、いわゆる「白表紙の教科書」なる印刷物が、学校あるいは教員等の教科書選採関係者に配布されていることを見聞しておりますが、当該印刷物はさきに行つた「教科書業における不正な取引方法」告示に該当する疑があるとも考えられるので、公正取引委員会としてはその実態について調査を行うこととなりまして、貴社におかれては下記にもつき正確に報告書を作成のうえ、期日まで提出されまますようお願いいたします。

なお、本調査と並行して公正取引委員会は各都道府県教育委員会に当該印刷物の配布状況の調査方の協力を求めました。また、本調査は独禁法第四〇条にもつき調査であることを念のため申し添えます。

記

- 一、報告書提出部数 二部
- 二、報告書提出期日 昭和三十三年四月十八日
- 三、提出先 東京都千代田区内幸町 一の二公正取引委員会事務局
- 四、調査事項 別記

となつておりました。その調査事項はたくさん書いてありますから、私はこれを読むことを省略して速記には御掲載を願ひたいと思ひます。

【参照】
三二公経整第七〇号
昭和三十三年四月十二日 殿

印刷物の配布状況の調査方の協力を求めました。また、本調査は独禁法第四〇条にもつき調査であることを念のため申し添えます。

- 一、報告書提出部数 二部
- 二、報告書提出期日 昭和三十三年四月十八日
- 三、提出先 東京都千代田区内幸町 一の二公正取引委員会事務局
- 四、調査事項 別記

一、貴社が配布した白表紙教科書(昭和三十三年度用)についてその書名、配布時期、配布部数等を下記様式例にもつき報告して下さい。

記

【参照】
三二公経整第七〇号
昭和三十三年四月十二日 殿

(様式例)

書名	配布時期	配布部数
新訂日本の国語小学一年上	三十一年一月一日	一三〇部
改訂日本の算数中学一年	三十一年二月一日	二〇〇部
計		三三〇部

(注) (一) 白表紙教科書とは内容が実物教科書と同一か類似のもので表紙一のみが白表紙のものである。活字印刷であるとガリ版刷りであるかを問わない。教科書の一部を抜粋したような単なる宣伝用の文書は本調査対象から除外される。

(二) 配布時期とは発行会社から配布した月日をいう。

(三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(二十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(三十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(四十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(五十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(六十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(七十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(八十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十一) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十二) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十三) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十四) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十五) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十六) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十七) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十八) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(九十九) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(百) 配布部数とは発行会社から配布した月日をいう。

(様式例)

書名	配布先	部数	労務報酬	当社との関係	
日本の国語	都道府県 学校その他	氏名			
福島の	福島県 福島第一小学校	若松小学校	若松二郎	一部 一〇〇〇円	著者
若松小学校	若松二郎	若松二郎	若松二郎	一部 〇	著者

日本の算数	岡山県	岡山県算数研究会	—	二〇部	一〇〇〇円
大分県	大分県	大分県小学校	大分三郎	一部	物品(価格)

(注)

一、労務報酬は校閲、審議等に対して支出した労務報酬で正規の編集者に対するものは除く。
 二、労務報酬は金銭はもち論のこと物品でも記入する。物品であるときは物品の価格を()内に記入する。

それである会社においては、小学社会という九冊で一部をなすものでありますが、これを約一万部配付しております。そうすると九万冊になるのであります。また同じ会社では、小学算数五冊が一組になるものでありますが、約五千部出しております。これは金額で一万部出すと九万円、五千部出しているものとすると二万五千円以上のものがあります。こういう状態が現われているのでありますが、これに対する政府の見解をお伺いします。そして白表紙の裏物まで私は苦心して手に入れましたが、こういう中身はすっかり同じものが非常にたくさんばらまかれておるのであります。これに対して文部当局の見解を承わります。

訂正その他を請うというような形で献本類似の行爲を行うことははなはだよくない、こういう趣旨から先般業者に対して警告を發した次第でございます。
 ○高津委員 本会議が開かれるようでありますから、質疑はあとへ継続いたします。
 ○長谷川委員長 午前の会議はこの程度といたしまして、暫時休憩いたします。
 午後一時四十一分休憩
 [休憩後は開会に至らなかった]
 [参照]
 国立及び公立の学校の事務職員の仕事の特例に関する法律案(永山忠則君外五名提出)に関する報告書
 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
 [別冊附録に掲載]

○内閣政府委員 この点は公正取引委員会でも先ほどお説みになったように問題にしているわけでございます。ですから、こういうことが今後起きますと公正なる取引を害する点がございます。文部省といたしましてもこういうことは非常に好ましくないものでありまして、いやくも検定出願中に加筆、

昭和三十三年五月二日印刷

昭和三十三年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局